

会議録

会 議 名 称	令和８年度第１回茨木市ギャラリー運営委員会		
開 催 日 時	令和８年７月13日（月） 午後３時開会・午後５時閉会		
開 催 場 所	茨木市役所 南館５階会議室		
議 長	杉野 立一 委員長		
出 席 者	杉野委員長、中濱副委員長、阿部委員、池田委員、 吉田委員、梶原委員、奥西委員		（７人）
欠 席 者	藤田委員、田中委員		（２人）
事務局職員	肥塚 暁子 文化振興課長 松本 直子 文化振興課参事 高橋 照美 川端康成文学館長 吉原 滉崇 文化振興課職員		（４人）
議 題 （ 案 件 ）	川端康成文学館ギャラリー展示計画等について		
配 布 資 料	・ 会議次第 ・ 川端康成文学館ギャラリー展示計画書 ・ 茨木市立ギャラリー展示計画一覧 ・ 市民総合センターギャラリー展示計画一覧 ・ 茨木市立ギャラリー開館時間の運用に関する報告		

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○議長	ただいまから、令和８年度第１回茨木市ギャラリー運営委員会を開会する。
	会議の成立の確認
○事務局	ギャラリー運営委員会規則第６条第２項の規定により、委員総数の
	半数以上の出席がないと会議を開くことはできないが、
	本日は委員９名中、出席７名、欠席２名で会議は有効に成立している。
○議長	それでは本日の議事に入る前に、会議の公開・非公開についてお諮りする。
	この件に関して事務局から説明をお願いする。
	会議の公開について
○事務局	会議、会議録、会議資料の公開について説明する。
	本市では、審議会等の会議は、個人に関する情報を審議する場合などを除き
	公開を原則として、審議会等に諮ったうえで決定することとしている。
	また、審議に関して提出された書類についても審議会等の同意を得て傍聴人に
	閲覧、配布することができ、会議録、会議資料についても公表に努めている。
	しかしながら、ギャラリー運営委員会の審議については作家個人に関する情報や
	作家・作品の審議というセンシティブな内容が多いことから、これまでは、
	会議及び会議資料については非公開、会議録については委員名を伏せて
	公開としている。
○議長	ただいま事務局から、会議及び会議資料については非公開、会議録については
	委員名を伏せて公開としていた経緯の説明があった。
	自由かつ率直な発言を確保するため、これまでと同様の対応で進めるということ
	でよろしいか。
○委員	(「異議なし」の声)

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○議長	ギャラリーの展示計画について
	それでは、各ギャラリーの展示計画の審議に入る。
	まず始めに、川端康成文学館ギャラリーの展示計画の説明を求める。
○事務局	資料「川端康成文学館ギャラリー展示計画書」にもとづき説明する。
	なお、川端康成文学館ギャラリーの展示に関しては、
	令和6年度第1回ギャラリー運営委員会にて審議され、個展・グループ展とも
	利用可とし、出展者は「美術展入賞作品および同レベル程度」、
	グループ展の場合は出展者全員について、その基準を求めるものとしている。
	(作品写真回覧)
○議長	川端康成文学館ギャラリー展示計画については、資料のとおり承認してよろしいか。
○委員	(「異議なし」の声)
○議長	川端康成文学館ギャラリー展示計画について、質問はあるか。
○委員	川端康成文学館ギャラリーでの展示実績が多い人でも審査をする必要があるのか。
○事務局	現在、審査免除の規定はないと説明する。
	今後、審査免除の規定を設ける方向性で検討を行う。
○議長	川端康成文学館ギャラリーの展示計画どおり承認する。
○議長	つぎに市立ギャラリー及び市民総合センターギャラリーの展示計画について
	報告を求める。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○事務局	資料「各ギャラリーの展示計画一覧」にもとづき説明する。
	茨木市立ギャラリーについては、使用料を徴収する貸館として施設となるため
	審査の対象外となり、市外の方の利用も可能。
	市民総合センターギャラリーについては、市内に在住又は通勤若しくは通学する
	年齢15歳以上の者により構成された団体が使用できることとなっており、
	グループ展を優先し、募集枠に空きがあれば個展も利用可能。
	できるだけ多くの市民にギャラリーを利用してもらうことをめざしており、
	出展者の基準を設けず、審査対象外。
	以上より、両ギャラリーについては、本委員会において展示計画の報告を行う。
○議長	以上で、展示計画についての審議は終了する。
	ほかに意見・質問はあるか。
○委員	(意見なし)
○議長	事務局より報告はあるか。
○事務局	事務局より、茨木市立ギャラリーの開館時間について1点報告を行う。
	資料「茨木市立ギャラリー開館時間の運用に関する報告」にもとづき報告する。
	茨木市立ギャラリー施行規則第2条においては、ギャラリーの開館時間について、
	基本規定を「午前10時から午後7時まで」としており、ただし書で「市長が特に
	必要と認めるときは、別に定めることができる」と規定されている。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	現在のギャラリー開館時間は、上記の規定に基づき「午前10時から午後 7 時まで」
	としているが、昨今、利用者より開館時間を短縮できないかといった旨の
	ご要望をうけ、開館時間について「午前10時から午後 7 時まで」を基本
	としながら、規則の「ただし書」の規定を用いて、「午前10時から午後 5 時まで」
	とすることもできるよう運用の柔軟化を図る。
	令和 8 年11月受付分（令和 9 年 8 月～11月利用分）より適用を予定している。
	報告は以上。
○議長	ほかに意見・質問はあるか。
○委員	現代美術分野の方も委員に加えるのはどうか。
	視野を広げるため保守的な従来の美術と革新的な現代美術を
	融合させる必要があるのではないか。
○事務局	現代美術の方も委員会に含めることについて、今後検討する。
○議長	事務局から報告はあるか。
○事務局	次回の運営委員会は、1 月か 2 月を予定しているが、今後の
	受付状況に応じて開催時期を調整する。
○議長	これにて令和 8 年度第 1 回茨木市ギャラリー運営委員会を閉会する。